

## 補助事業終了後の留意事項

本補助金の交付を受けられた事業者につきましては、奈良県中小企業等再起支援事業補助金交付要綱（以下「本要綱」とする。）に基づき、補助事業終了後も以下の県への報告義務等が課せられますので、一読していただきますようお願いいたします。

### 1. 財産の管理

この補助事業により取得し、又は効用が増加した財産については、補助事業終了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従ってその効果的運用を図るようお願いいたします。（本要綱第 17 条）

車両を購入された事業者におかれましては、補助事業終了後も車両運行日誌を記載してください。

### 2. 財産の処分

この補助事業で取得し、または効用の増加した財産を処分（取り壊し、廃棄、転用、貸付け、譲渡、交換、担保に供する処分）する際には、事前に取得財産の処分承認申請書（第 14 号様式）を提出いただいた上で県知事の承認が必要となります。

事前承認が必要なものは、取得価格、または効用の増加価格が 50 万円（税抜）以上の財産が対象となり、耐用年数が経過するまでが財産の処分を制限する期間となります。

また、承認を受け財産を処分し、収入を得た場合には、その収入に相当する額の全部又は一部を県に返還する必要があります。（本要綱第 17 条及び第 18 条）

### 3. 産業財産権等に関する届出

この補助事業に基づく発明、考察等に関して、特許権、実用新案権、意匠権、商標権等（以下「産業財産権等」とする）を補助事業年度の終了後 5 年以内に出願し、取得した場合、産業財産権等を譲渡した場合又は実施権を設定した場合は、県へ産業財産権等取得等届出書（第 16 号様式）を提出する必要があります。（本要綱第 20 条）

### 4. 証拠書類の保管

この補助事業に係る帳簿及び領収書等の証拠書類は、補助事業が終了した年度の翌年度から 5 年間保存する必要があります。（本要綱第 22 条）